

令和5年5月31日

公益社団法人長寿社会文化協会  
会長 京極 高宣 様

公益社団法人長寿社会文化協会

監事

前田 宏樹

監事

鈴木 達哉



幹事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会へ出席また議案等閲覧し、理事の職務の執行状況について確認をして、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）およびその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 決算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。